

「小水力発電導入支援・促進業務」企画提案書作成要領

広島県が実施する「小水力発電導入支援・促進業務」（以下「本業務」という。）に関し、公募型プロポーザル参加者が企画提案書を作成するために必要な事項は、次のとおりとする。

なお、企画提案書の作成に当たっては、本業務の公告、公募型プロポーザル説明書及び仕様書に基づき、この作成要領により、必要な書類を提出するものとする。

1 企画提案時の提出書類

- (1) 本業務企画提案申込書（様式①）【正本 1 部】
- (2) 本業務企画提案書（様式②）【正本 1 部、副本 7 部】
- (3) 実施スケジュール（様式③）【正本 1 部、副本 7 部】
- (4) 見積内訳書（任意様式）【正本 1 部、副本 7 部】

2 作成要領

- (1) 用紙は、原則 A 4 版両面使用とし、縦置き横書き（横綴じ）とすること。ただし、図表等の表現の都合上、用紙及び記述の方法を一部変更することは差し支えないものとする。
- (2) ページ番号は目次を除き通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。
- (3) 審査の公正を期すため、企画提案書（様式②）、実施スケジュール（様式③）及び見積内訳書（任意様式）の副本 7 部には、法人名、住所、ロゴマークなど、プロポーザル参加者を特定できる表示をしないこと。なお、業務の実施体制図などには、プロポーザル参加者名を「当法人」として記載すること。

公募型プロポーザル選定委員会 評価基準

対象業務名：小水力発電導入支援・促進業務

評価項目	評価の視点	配点	係数	評価点					
				A	B	C	D	E	
(1)事業全体の企画・設計	業務の目的（小水力発電の導入促進・リードタイム短縮）を十分に理解し、県、関係部局、関係機関（河川管理者、農林部局、電力会社等）との調整方針が具体的に示されているか。	8	2	8	6	4	2	0	
(2)県独自の支援マニュアル作成	マニュアル全体の構成・目次案が妥当で、実務で活用できるわかりやすい内容となっているか。	12	3	12	9	6	3	0	
	国の手引きや先行事例を踏まえつつ、県内の実務に即した独自性・地域特性への適合性があり、県内での事業化判断や手戻り防止に資する内容となっているか。	12	3	12	9	6	3	0	
	チェックリストやテンプレート等が整理され、自治体・民間事業者等が活用できる内容となっているか。	12	3	12	9	6	3	0	
(3)ヒアリング等	アンケート調査	アンケート調査およびヒアリングの対象選定が業務目的に合致しており、実態や課題、ニーズを把握できる設問・調査設計となっているか。	8	2	8	6	4	2	0
	ヒアリング	事後ヒアリングによる実用性確認・改善の考え方が整理されているか。	8	2	8	6	4	2	0
(4)成果共有	要約資料・説明スライドが分かりやすく、説明・周知に活用できる内容となっており、将来的な他市町・事業者への横展開を見据えた工夫があるか。	8	2	8	6	4	2	0	
(5)実施体制等	業務の目標達成に必要な知見や専門知識、ノウハウを有し、必要な人員・連絡体制・遂行能力が確保されているか。	4	1	4	3	2	1	0	
(6)業務実績	類似業務の実績又は本業務に対する優位性（提案者の強み）が認められるか。	4	1	4	3	2	1	0	
(7)予算経費及び内訳	予算額及び経費の内訳は、業務内容に応じた適切な配分となっているか。	4	1	4	3	2	1	0	
		80		総合点：					

※評価は次の5段階で行い、評価点は項目ごとに設定した係数を掛けた点数を適用する。

評価A:優れている(4点) **評価B:**やや優れている(3点) **評価C:**普通(2点) **評価D:**やや劣っている(1点)

評価E:劣っている(0点)

※本評価基準における最低基準点は、48点（評価値の100分の60）とする。

※選定委員会における評価が次の条件に該当する場合は採択しない。

- ・委員による評価結果の合計が、最低基準点（48点×委員数）に満たないもの
- ・評価項目いずれかについて、評価E「劣っている」という評価を累計で3項目以上受けたもの